

富 下 第 892 号  
平成 31 年 3 月 15 日

公益社団法人 全日本不動産協会  
静岡県本部  
協会員 各位

富士宮市長 須藤秀忠  
(水道部・下水道課)



富士宮市浄化槽設置整備事業費補助金制度の改正について（お知らせ）

日頃、富士宮市の浄化槽設置整備事業にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。  
富士宮市では、平成 31 年度から浄化槽設置整備に係る補助対象区域の拡大と補助金額の  
引上げを下記のとおり実施する予定です。  
つきましては、来年度以降の各種申請等の際、ご承知おきくださいますようお願い申し  
上げます。

記

1 補助対象区域

これまで、下水道事業計画区域はすべて補助対象としていませんでしたが、そのうち  
補助金交付申請日が属する年度の 4 月 1 日から起算して 7 年以上下水道の整備が見込ま  
れない区域にかぎり、補助の対象とします。

※ 詳細につきましては、下記までお問い合わせください（お時間をいただく場合が  
ございますので、あらかじめご了解ください）。

2 補助金額

	人槽区分	限度額
建築行為（建築確認を要するもの。 以下同じ。）に伴い浄化槽を設置す るもの又は既設の浄化槽を廃止し て、新たに浄化槽を設置するもの	5 人槽	332,000 円
	6 人槽及び 7 人槽	414,000 円
	8 人槽から 10 人槽まで	548,000 円
建築行為を伴わない浄化槽の設置 で、みなし浄化槽又は汲み取り便 所から浄化槽へ転換するもの	5 人槽	600,000 円
	6 人槽及び 7 人槽	695,000 円
	8 人槽から 10 人槽まで	916,000 円

3 適用

平成 31 年 4 月 1 日以降の申請から適用となります。

担 当 排水設備係  
電話番号 0544-22-1173